

返金規定について

返戻金制度に関する事項

当社の雇用契約が締結後6か月以内に終了した場合、受託者は、委託者に対し、委託者より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、雇用契約終了の事由が、専ら委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

返金規定 在職期間(すべての職種) ご返金の額:

雇用契約成立後1か月以内に本雇用契約が終了した場合: 本対価の70%に相当する金額。

雇用契約成立後1か月を超え3か月以内に本雇用契約が終了した場合: 本対価の50%に相当する金額。

雇用契約成立後3か月を超え6か月以内に本雇用契約が終了した場合: 本対価の10%に相当する金額。

※返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めに変更する場合があります。